

第12章 施策の実施計画

第1節 施策の実施計画

本史跡に関する保存活用及び整備の施策について【表12-1】のとおり実施計画を立てることとする。

保存については、常盤橋門桁形遺構の石垣および常磐橋の保存のための観測及び首都高速道路4号線の工事に対する対応を短期施策の目標とする。また、活用整備については、常磐橋修理工事に伴って発生した旧材等を展示物として見学可能な状態とし、史跡及び公園を利活用するための展示工事を実施する。

将来公園整備地区を含めた本格整備については、常盤橋プロジェクトにおける公園整備を第1期とし、その後の整備を第Ⅱ期と想定している（具体的内容については今後整備計画において検討するものとする）

実施期間については下記のとおり、目安となる期間を予定する。

短期：令和5年（2023）～令和9年（2027）

本計画策定からの本格整備（Ⅰ期）の実施時期まで

中期：令和10年（2028）～令和15年（2033）

Ⅰ期整備後の公園開放から本計画の改訂時期まで

長期：令和16年（2034）以降

本計画の改訂後から本格整備（Ⅱ期）を見据えた将来の期間

表12-1 施策の実施計画

| 項目 | 施策 | 実施期間 | | |
|------|------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 保存 | 日常的な点検・維持管理 | ■ | | |
| | 現変、き損・復旧への対応 | ■ | | |
| | 桁形石垣の定点観測マニュアル作成 | ■ | | |
| | 桁形石垣の定点観測の実施 | ■ | | |
| | 常磐橋の維持管理の実施 | ■ | | |
| | 発掘調査(遺構の存否確認) | | ■ | |
| | 発掘調査(首都高影響範囲) | ■ | | |
| | 史跡銘板の再設置 | ■ | | |
| | 地域と協働の維持管理の創出 | ■ | | |
| | 史跡の追加指定 | | ■ | |
| 活用 | ガイドマップの作成 | ■ | | |
| | 見学・学習支援コンテンツの作成 | ■ | | |
| | 学校教育向けの事業展開 | ■ | | |
| | 社会教育プログラムの事業展開 | ■ | | |
| | 学術研究の誘致 | ■ | | |
| | ガイドの育成 | | ■ | |
| 整備 | 公園設備の維持管理 | ■ | | |
| | 展示工事の実施 | ■ | | |
| | 整備計画の策定 | ■ | | |
| | 本格整備(Ⅰ期)の実施 | | ■ | |
| | 本格整備(Ⅱ期)の実施 | | | ■ |
| 管理運営 | エリアマネジメント体制の構築 | ■ | | |
| | 市民団体・民間企業との提携 | ■ | | |
| | 専門的な人材の確保・育成 | ■ | | |

第2節 今後の課題

本史跡は、第4章の特性に示したような立地的背景から、周辺での大規模な開発が継続して行われることが想定される。このため、現時点では解決することは困難で、状況の変化に応じて継続した対応を図らなければならない課題がある。

ここでは、将来に向けて継続した対応が必要な課題について、その方向性を示すこととする。

1 常盤橋プロジェクト

三菱地所が施工中の常盤橋プロジェクトでは、本史跡の南側において大規模な再開発事業が施工されている。

この計画によって本史跡の周辺は、現在よりもはるかに高層化し、景観に大きな変化が生じることとなる。このため、史跡内では日照時間の減少や人流の増加などの影響が想定される。

史跡の保存活用及び整備の中では、照明や植栽の工夫について、開発事業者や近隣の地権者・管理者と連携し、史跡指定範囲外を巻き込んだ広域の取り組みが必要である。また、増加すると考えられる人流の動線を史跡内に呼び込むことで、広く市民等に親しまれる史跡の空間を醸成するとともに、汚損やごみの散乱などの遺構に悪影響を及ぼすことのないように、また、ビル風などの環境評価を開発事業者に行ってもらい、問題のないように環境づくりを取り組まなければならない。

2 首都高速道路都心環状線の地下化

令和元年に都市計画変更された首都高速道路都心環状線の首都高速道路地下化事業においては、史跡指定範囲内において掘削工事が計画されている。工事に伴う対応については本計画に示す通りだが、工事終了後においても、地下の車道が増補されることによって振動や地下水の発生、排煙の問題などの史跡の保存に悪影響を及ぼす現象が想定される。また、地下化によって常盤橋地区の上空が解放され、外部からの視点にさらされることも念頭に置かなければならない。

こうした状況を踏まえたうえでの史跡の保存と活用については、文化庁・東京都教育庁をはじめ学識経験者などにも広く指導を受ける体制を取りながら、関連事業者と十分な協議調整を行う必要がある。

3 想定される災害への備え

本史跡は比較的軟弱な地盤に立地することもあり、近世以来、巨大地震の度に被害を被ってきた。現在に至るまでの修理工事においても、その根本的な解決には至っておらず、想定される首都直下地震をはじめとする激甚災害においては、保存されている遺構に被害が出る可能性が想定される。

被害を小さく抑えるためには、史跡の周辺において、倒壊した場合などに遺構に被害をもたらす施設を除却する、または新たに設けない取り組みが必要である。千代田区は、自ら実施する整備事業においてこの点に留意するとともに、再開発事業者や近隣の地権者・管理者と連携して周辺施設に協力を求めていく必要がある。

また、豪雨・越水などの水害や常盤橋地区への塩害などに対しても想定が必要である。将来の修理工事に備えて、測量、点検を基本とする遺構の記録作業を定期的に変更する必要がある。